

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
特定非営利活動法人日本ティーボール協会とかち帯広連盟	北海道帯広市西8条南16丁目3番地1-101

2 指名停止期間

令和5年7月28日～令和5年8月27日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

特定非営利活動法人日本ティーボール協会とかち帯広連盟は、令和5年4月3日に十勝西部森林管理署東大雪支署が発注した「令和5年度東大雪支署庁舎内外の清掃及び管理業務」の契約を締結したが、令和5年7月20日に、清掃作業員が配置できないとして債務の履行が不能となる申し出を行った。このことにより、十勝西部森林管理署東大雪支署は令和5年7月25日に契約の解除通知を行った。

このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2、第3及び第4関係）に該当する事実があるため。

〈参考〉 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（抜粋）

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知

【最新改正】 令和元年7月1日 元林政政第170号

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2、第3及び第4関係）

措置要件	指名停止の期間
（不正又は不誠実な行為） 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

措置要件	指名停止の期間

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課

直通：011-622-5214

担当者：主計係（内線307）